

政治倫理審査会記録

令和6年3月12日

【開催日】 令和6年3月12日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後3時30分～午後5時17分

【出席委員】

会長	松尾数則	副会長	岡山明
委員	白井健一郎	委員	恒松恵子
委員	中島好人	委員	古豊和恵
委員	前田浩司	委員	森山喜久

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

傍聴議員	大井淳一郎	傍聴議員	宮本政志
傍聴議員	中岡英二		

【執行部出席者】

なし

【被審査議員】

議員	山田伸幸		
----	------	--	--

【事務局出席者】

局長	河口修司	局次長	中村潤之介
----	------	-----	-------

【審査内容】

- 1 弁明の機会の付与について
- 2 その他

午後3時30分 開会

松尾数則会長 皆様こんにちは。それでは、ただいまから第12回目の政治倫理審査会を開会します。本日はお手元にありますように、これまで行ってきました樋口晋也さんを代表者とする104名からの調査請求書の内容を審査してきました。結論は、山田議員の行為は政治倫理審査条例に

違反しているとしております。本日は、山田議員に出席していただきまして、弁明の機会を与えたいと思います。

中島好人委員 その前に、さきの3月7日に政治倫理審査会を招集されましたが、それは何だったのか。会長として責任の所在、弁明が何もありません。それはちゃんと報告してください。

松尾数則会長 それは11回の時の話ですか。

中島好人委員 7日は、山田議員の弁明の機会があるということで私どもは招集されたと思っていましたが、本人にはその通知がないと。僕らは何をしに来たのかさっぱり分からないんですよ。それで、会長からその経緯の話もない。言わば7日は流れたような形になったわけでしょ。その辺について会長から何の話もないまま、いきなり、山田議員に弁明の機会をと。それはないだろうと僕は思うんですけども、会長から何か一言あってもおかしくはないんじゃないですか。

松尾数則会長 確かにおっしゃるとおり、私の手違いで山田議員の連絡が不十分であった結果、こういうことを招いてしまったと。それについては、おわびしたいと思います。

白井健一郎委員 前回の後半に発言したときに、皆さんが少し軽く扱ったとか取り上げてくださらなかったの、もう一度言います。第1回の資料のところに「条例違反」とあり、どこに、どの部分が政治倫理条例第3条第1号または第6号に違反するかということで事実に基づいて私たちは判断してきたわけです。その事実というのは、1から7ですよ。それについて多数決を採って、この中の幾つかが違反しているということになったわけですけども、まずは何番目が違反してるかというのを確定して、それ以外のところはもう審査から除外するべきだと思うんですけども、どうでしょうか。

松尾数則会長 私もそう考えています。そういう形でいきたいと思っておりますし、当初からお話ししておりますように、第1号と第6号に違反していると。その辺の内容は10回目の審査会のときに報告していると思うし、それは恐らく山田議員もその辺のところは納得されているんじゃないかと思えます。その辺の内容を聞きたいと思っています。

白井健一郎委員 続けますけれども、この1番から7番の具体的には、何番と何番と何番を今日審査するんですか。

松尾数則会長 1番と。

森山喜久委員 あくまで、今日は弁明の機会の付与なんで、山田議員が発言するのが最初です。白井委員が言われたのは、前回、最後のほうに言われたと言うけれど、最初に言われたのは……まあ、取りあえず脱線しますから言いませんけど、あくまで弁明の機会の付与でわざわざ山田議員に来てもらっているんですから、そちらの議事進行をお願いします。

白井健一郎委員 まだ会長から、弁明の機会の付与の手続に入ったという宣言はないですよ。今はまだその前の段階ですよ。

森山喜久委員 前回、山田議員をこの日に招致すると決定して、弁明の機会を与えると宣言しています。勘違いしないようにお願いします。（「全然勘違いしていません」と呼ぶ者あり）

岡山明副会長 ちょっと確認しますが、前回7項目に対して、皆さんどうですかって、7項目の1から7まで「どうですか」って（「前々回です」と呼ぶ者あり）前々回、皆でやったんですよ。そういう状況で今回弁明という状況だから、白井委員が「おかしい」ということだから、今回は、山田議員に対して弁明という状況だから、そういう形で進めていただき

たい。

白井健一郎委員　ちょっとまとめるために聞きたいんですけれども、何番のところを今日やるのかを、会長も御存じだと思うので、初めに挙げてください。

松尾数則会長　本日、山田議員に来ていただいたのは、弁明のためということで、先ほど説明しましたように、私どもがずっと今まで11回にわたってまして政治倫理審査会でいろいろ審査してまいりました。発言がありましたように7項目の違反事項がありまして、最初から申し上げますが、1番目の内容、つまり職員の勤務時間中に勧誘、配布、集金を行ったということが出ていますけれど、話し合った中で、このことについては、政治倫理基準には違反していないとなりました。2番目に、明るいまちによる個人への誹謗中傷、プライバシーの侵害、事実確認のない記事の掲載ということに関しましては、政党が行っている政治活動を制約するものではありません。ただ、それは、不正なものではないと認識しているけれど、それがまた流布されること自体、市民の全体の代表者として品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないということの部分では、その品位と名誉を貶めたため、条例違反と言えるという結論に達しました。3番目、立入禁止区域内への許可なき立入りにつきましては、政治倫理条例には違反していませんという結論に達しております。4番目、他人の土地の無断使用につきましては、個人の土地や自分以外の土地を無断で使用しているというのは正常ではないし、正常な行動ではない。どちらかという、不当な行動だと認識しており、無断使用したことは、許可を取らなくてもよいという認識も含めて、まずいんではないかというように思います。やはり行動自体は品位を貶めていると認識しておりますので、条例違反だということです。5番目、議会運営委員会での虚偽答弁に関しましては、条例違反ではないということになっております。6番目、議会運営委員会での法令遵守意識の欠如についてでありますけれど、これも政治倫理条例には違反しておりま

せんという結果になっております。最後、第3条第6号違反についてです。違反内容としまして、職員へのアンケートが添付されておりましたけれど、82.7%が心理的な圧力を感じていたということで、市職員の公正な職務執行を妨げているということで、政治倫理条例第3条第6号に違反しているという結論になりました。以上が、今回山田議員に来ていただいた理由です。被審査議員に弁明の機会を与えなければならないことになっておりますので、今日は山田議員に来ていただいて、その辺の説明をぜひ受けたいと思います。

白井健一郎委員 ありがとうございます。弁明の機会を山田議員に付与した後の手続はどうなっているのでしょうか。

松尾数則会長 違反であるということは皆さんの意見ですので、これからは、山田議員に対する措置を考えていくようになるだろうと思います。

白井健一郎委員 弁明というのは、言ってみれば言い分を聞くわけですよ。聞いたことによって考えが変わる可能性のある人がいますから、そこでもう一度、採決すべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

松尾数則会長 ある意味、結論が出て、山田議員を呼んでいるんです。（「違います、それは違います。結論は変わる可能性がある」と呼ぶ者あり）

中村議会事務局次長 正式な会議なので、勝手に発言しないでください。それを会長がきちんとしなさいといけないと思います。

松尾数則会長 白井委員の意見もありましたけれど、既にこの件につきましては、政治倫理条例に違反しているという結論を皆さんで出したんです。それで、今回は山田議員を呼んで、弁明の機会を与えようということになりましたので、ここに来ていただいているわけです。

白井健一郎委員 一応確認しておきますけど、謝罪の機会を与えるんじゃないんですよ。言い訳の機会を与えるんですよ。それだけ確認しときます。

松尾数則会長 もちろんそのとおりです。もういいですか。内容につきまして、基本的には、今まで審査した中で、発言した内容で伝わったんじゃないかと思うんですけど、その内容について、山田議員としては、どのような弁明をされるのか。ぜひとも聞きたいと思います。

山田伸幸議員 弁明の前に、今の話だと弁明の意味が分からないです。何のためにするんですか。私の弁明によって結論が改めて議論されるんじゃないんですか。それがされないと、弁明の機会は全く意味がないということになるんですけど、そのためにやられるんじゃないんですか。私が何を言っても結論は変わらないんだったら、弁明する意味がありません。

松尾数則会長 その辺の内容は分かります。ただ、これから恐らく先ほども話に出ましたけれど、山田議員に対する措置、何をどうするかという事案が出ますけれど、その内容等は変わってくる可能性があるかと思います。

山田伸幸議員 事務局に確認しますが、弁明の機会の付与というのはそれで正しいんでしょうか。（「参考人から指摘されても答える立場にありませんが、会長から指摘されたら答えます」と呼ぶ者あり）

松尾数則会長 次長、すみません、今の内容について答えてもらえますか。

中村議会事務局次長 これまでの政治倫理審査会においては、弁明の機会の付与での弁明の後に、もう一度皆さんで政治倫理基準についての賛否というか、実際に政治倫理基準に違反しているかどうかを議論されています。これが実情です。それともう一つ、これもこれまでの会の実情であろうと思いますけど、とはいえ、中島委員がこれまで山田議員の代わりに私が全部知っているということと言われてきたこと以外のことが弁明で何

かあれば、そういうこともあろうかと思えますけど、基本同じということでしたから、それ以外のことはないのではないかなとは思えます。弁明の機会というのは、いわゆる自らの立場を明らかにするための説明をする、自分への誤解を解くためにするというところに重みがあるので、言い訳をするというのは自己正当化ですから、弁明と言い訳は少し違うのではないかなと思えます。以上です。

白井健一郎委員 今グーグルで弁明の機会の付与というのを調べてみました。当事者は証拠書類等も提出することができるって書いてあるんですね。その概要は手続の途中の過程の話なんですよ。会議として結論出す前の手続なんですよね。それは強調しておきたいと思えますけれども、会長、どうですか。

松尾数則会長 私どもは今までずっと山田議員の意見だとして、中島委員の意見をずっと聞いてきました。山田議員の意見だと中島委員に確かめてありますし、同じ共産党市議団からの発言ということで捉えていましたから、内容……（「ちょっと」と呼ぶ者あり）

山田伸幸議員 ですから、弁明の機会の付与と今までの皆さんの議論というのは全然別の問題ですよね。だから弁明の機会の付与というのは、やはり皆さんの取りあえず出した結論が正しかったかどうか、そして私が、それに対してどのような思いを持っているのか。それを確認し、そして改めて採決すべきじゃないんですか。そういうふうな場ではないんですか。

古豊和恵委員 休憩を求めます。

松尾数則会長 休憩動議が出ましたので、暫時休憩します。

午後 3 時 4 5 分 休憩

松尾数則会長 それでは、休憩を解きまして審査を続行いたします。いろいろな方から意見がありまして、事務局や副会長といろいろ話し合いました。その中で、今回の山田議員の話を聞いて内容が変わることが起こり得る話かもしれませんが、ただ、今まで私どもが山田議員にぜひとも来ていただきたい、山田議員に来ていただきたいというような要請を何回もいたしました。ところが、「私が話すから」ということで中島委員から断られて、今までここに来ているわけです。今回は山田議員に弁明の機会を与える回ですから、しっかり聞いておきたいと思います。よろしいですか。

中島好人委員 弁明の機会ってのは非常に大事な問題なんですよね。今までとはまた違った意味があるわけですよ。これは義務になっているわけですよ。ですから、ただ単に弁明の機会を与えて「それでいいじゃないか」というようなことではないと思うんですよ。最終結果が出るまでは、いろんな情報をつかみ、そして最終決を採るとというのが委員会審議ではないかと思うわけです。この間もそういう政党関係の活動と一緒に行動している点について、僕が「同じことやから」と言って話してきました。それはそのとおりです。しかし、このたびもどういう弁明に出るかという打合せは、本人自身の問題でどういう話が出るか、先ほどあったように、新しい話も出てくるかも分かりません。その新しい判断の中で、改めて決断するという委員もいるかもしれません。だけど、そういう機会をまたこの委員会で取り上げない。そういう審議内容でいいのか。会長が少数意見を無視していくような運営でいいのか。

松尾数則会長 話しましたように、だから、もう弁明の機会は終わった後、当然そういった形での審査、また話し合うような形になるだろうと思います。それでいいですか。

白井健一郎委員 会長の語尾がちょっと聞こえにくくて分からなかったんですけども、一つ言わせていただくと、参考人として山田議員を呼ぶべきだった話と、今日弁明の機会として呼ぶって話は全然段階が違うんですよ。だから、前回、参考人招致に反対していたけれども、いざ自分に不利益な結果が出そうなので「弁明したい」と言って出てくるは当然のことなんですよね。だから、後者のことと以前出てこなかったということは違う。

松尾数則会長 それは、これから山田議員の弁明の機会で聞いて、しっかりみんなで話し合えばいいだけの話ですから。

中島好人委員 だから、弁明した後に、きちっと賛否を取るのかということでは（「当然ですよ」と呼ぶ者あり）当然そうなる。それなら了解です。

松尾数則会長 何回も言っているじゃないですか、だから。

山田伸幸委員 それでは弁明を行いますが、初めに、今回の政治倫理審査会の弁明の機会の付与について、当初、招致のための手続が何も取られておらず、しかも、議員への処分という重大な案件であるにもかかわらず、処分の内容さえ知らされないまま、当日になって出席が求められたことは間違った運営であり、厳しく抗議するものであります。松尾会長から委員会の結論なるものが送られてまいりましたので、今日はそれに沿って意見を述べさせていただきます。先ほどの説明があったように1番から7番のうち2番、4番、7番と思われるところについて意見を述べます。では、2番から。明るいまちによる個人の誹謗中傷、プライバシーの侵害、事実確認のない記事記載について、虚偽記載や事実確認をされていないものと断定をされております。一体どの記事のどの部分が虚偽記載なのか示されておられません。よって、意見を言うことが不能です。さらに、この記事を私個人での記載記事と断定されているようですが、この記事は政党の発行しているものであり、政党の活動に議会が物を言

うことはできないことは言うまでもありません。4番、他人の土地の無断使用について。普通、誰の土地かも分からないようなところに車を置いたり、そこを通行したりするようなことはよくあることであり、使用している際に、所有者が抗議をされることがあれば、普通はすぐさま立ち退くことはあります。しかし、今回指摘された問題では、どこからどこが所有権のはっきりした土地であるかどうか分からない場所です。審査会では、当該場所を確認された上で、今回の決定をされているのでしょうか。私は、20数年前から指摘されているような場所によく街頭宣伝を行ってききましたが、所有者から抗議を受けたことはありません。使用してはいけない、あるいは通行も禁止であるならば、そのような表示がされるものです。事実、私の近所の市の所有土地には進入禁止の看板とともにロープが張られておりますが、そのような措置は取られておりません。次、7番目の問題、第3条第6号違反について。違反内容として私が新聞赤旗購読を勧めたことで、82.7%の市職員が心理的圧力を感じたから、公正な職務執行を妨げているとされております。政治倫理条例第3条第6号は、次のように書かれております。「市職員の公正な職務執行を妨げ、または当該職員の権限もしくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。」このようにされております。私の行為がどのように公正な職務執行を妨げたのでしょうか。明確にしなければならぬのに、心理的圧力を感じたことが公正な職務執行を妨げるものでしょうか。私が購読勧誘の際にしつこく食い下がって、職務を妨害したとの証言があるのでしょうか。こういった問題が明らかにされないまま、結論として私に示されたわけです。私にかけられた政治倫理条例に違反しているとの結論は、こういった問題が明確にされておられませんので、到底受け入れることはできません。以上です。

松尾数則会長 会長から一言。2番目の明るいまちでの誹謗中傷の件についてですけれど、生活に窮して家を売ったといった内容が記載させることについて、話し合いました。その辺は、個人のプライバシーに関わる誹謗中傷であるといった形で結論を出しております。4番、他人の土地の無

断使用は、基本的には、他人の土地に断りもなく入ったこと自体が政治倫理条例違反であるという結論を出しております。7番、第3条第6号違反についてですが、先ほど言われたように82.7%の方が圧力を感じたということだけで職務執行を妨げているという認識で、そういう結論に達したわけです。ちょっと待ってください。暫時休憩します。

午後4時4分 休憩

午後4時8分 再開

松尾数則会長 休憩を解きまして審議を続行いたします。副会長といろいろ話をしました。その内容、山田議員からあった質問の内容は、今までずっと審議をしてまいった内容なんです。議員が同じような思いで、それを踏まえて「これは違反である」と結論を出したんです。議員の中で山田議員の発言に対しての質問はありますか。

白井健一郎委員 先ほど会長が質問されたことについて、そこで会がストップしたわけですが、会長の発言はどういう意味があったんですか。答えを求めないんですか。意見に対して反論の機会を与えないんですか。

松尾数則会長 今の内容については、今まで私どもが全員でいろいろ話し合ってきた。山田議員の発言はそれから一步も出ていないですよ。

白井健一郎委員 それは会長から、この会でどういう話合いがあって、どういう事実が総意として大体ありますというのを山田議員にきちんと伝えただけですか。

松尾数則会長 一から十までそのように言っているはずですよ。そのほかに質問はありますか。

中島好人委員 要するに弁明の機会を与えて、こちらが審査するという流れになるんですか。

松尾数則会長 なります。

中島好人委員 分かりました。

松尾数則会長 基本的には、山田議員から聞いた内容は、今まで中島委員を通じてここに全て出てきた内容です。一から十まで記録を見ていただければ全て分かると思いますので、再度確認したい。（「指摘したことについて何も書いていない」と呼ぶ者あり）いやいや、だからその辺については全部今まで議論してきましたんで、それは記録さえ見れば理解してもらえらると思いますよ。

恒松恵子委員 先ほど、明るいまちは議員団が発行しているとの弁明がありましたが、前回の議運でもありましたように、誰か議員が自宅を売却したといったように、あくまでうわさの範囲のときに、これは事実と違うんじゃないかという進言の機会は山田議員にはなかったわけですか。

山田伸幸議員 その記事については、創政会に対して質問状を出したんです。その中身を掲載しているんです。ですから、それに対して回答があれば、それで済んだものなんですけど、その質問状の中の1項目がそこにあったと思います。ですからそれが不当な記事だと言われれば、そういう質問自体が間違っていたということなんでしょうか。本当にその記事を見られましたか。

恒松恵子委員 記事は拝読させていただきました。そのように質問書を出したとおっしゃれば、そのように事実を確認できました。

松尾数則会長 山田議員からは質問できないんですけどね。だから、委員から

質疑してください。

白井健一郎委員 質問させていただきます。今、問題となっている2番、個人の誹謗中傷です。この具体的事実については、会長が先ほどおっしゃられたことだと認識してください。それについて質問します。当然、ものを書くことをなされているわけですから、法律の要件というのは御存じだと思います。名誉棄損の阻却要件ですよね。真実性、公益性。公益性に関する事、公共に関する事実、そして、確からしい、認められるような取材材料があるということですから、それとの関係において、御自身の書かれたものに、どの程度、自分には自信があったのかをお伺いしたい。

山田伸幸議員 今、言われたことで一つ心外な点、間違っている点があります。それを私が書いたと指摘されておりますが、これは議員団として発行しているものであり、議員団の責任において編集されているものであります。私個人が勝手に書いたものではありません。そして、議員団から創政会に対して出した質問状の中身を掲載したものであり、私たちが未確認な点について質問を書いたことですから、その後、質問に対する回答があればそれも掲載されたはずですが、この質問には回答しないというようなことを言われましたので、私たちもそれがいまだに宙に浮いた状態でおるわけです。

松尾数則会長 そのほか議員から質疑はありますか。なければ、これで山田議員の弁明の機会は終了したいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）山田議員には退席いただいて、今から措置について打ち合わせたいと思いますので、20分まで休憩します。

午後4時16分 休憩

松尾数則会長 休憩を解きまして、審査を続行します。山田議員から弁明を聞きました。山田議員に対しまして、「あなたは政治倫理条例違反ですよ」との結論をみんなで下したわけですけれど、山田議員の考え方を聞いた後でも、同じ結論でよろしいですか。その辺の意見を聞いておきたいと思います。

森山喜久委員 2番、虚偽記載はどこの部分かという話もありましたが、そこだけではなくて、あくまで個人の名前を記載している。しかも私だけじゃなくて議長も、そして個人の方の名前も出してプライバシーを侵害しているということはもう事実確認でもされています。そういったことも含めて、記載しているにもかかわらず、虚偽記載のところだけを言われていて、真新しい情報はなかったのかなと思っています。4番、個人の土地や自分以外の土地を無断で使用しているということ自体が正常ではないと。正当な行動ではないと言わせてもらった中で、そこを「表示されていないから」とか「言われていないから」と言われていましたが、そういう話じゃないと。それを言われている、言われれば言われるほどに、なおさら品位を貶めていると再認識させていただいたと思います。あとは、アンケートで82.7%の方が心理的な圧力を感じたということ。また、その後に、断ったにもかかわらず勧誘を再度受けた職員がいるという発言が前回にもありました。そういうところもあったにもかかわらず、誰が言ったんかとか、どうなんかと言われること自体、自分たちがしてきたことを認識されていないのかなということも再度認識したということで、私の意見は変わりません。以上です。

松尾数則会長 森山委員から意見もありましたけれど、ここでもう一度、賛否の決を採りたいと思っております。山田議員に対しまして政治倫理条例違反であるという方の挙手を求めます。(発言する者あり)全体ですよ。(「2、4、7で、変わったところ」と呼ぶ者あり)基本的にはもう全

部全体で、まとめて山田議員の、今回申請された内容は……（「会長」と呼ぶ者あり）

中島好人委員 森山議員が、ある意味では反対というのは、言わばそういうのはね。山田議員が違反じゃないというところも、物事っちゅうのは正反どっちもというのが普通ではないかと思うんですね。森山委員の意見だけを取り上げるんじゃないくて、それなら僕からは……

松尾数則会長 取り上げたわけじゃないんだけど。

森山喜久委員 全体って話を言われたんですけれど、やっぱり2、4、7ってあるんですから。今まで1から7に対してどうかという形で確認してきました。一応、議論を尽くした中での賛成多数だったと思うんですね。ただ、2、4、7については、弁明機会を与えた中で、それぞれ意見がどうなのか、あったのかどうなのかということ、今まで言われた分でまだ不足する分があれば、再度言った中で、2、4、7それぞれの議決をするべきじゃないかと思います。

松尾数則会長 いやいや、基本的に当初言いましたように、この中の7項目の中の一つでも違反であれば、政治倫理条例違反ですよという話で来ていたんですよ。

中島好人委員 2番について、森山委員が違反の立場で話した。なぜ2番のところで決を採ろうとするのか。賛成の立場の意見はありますかというように向けるのが正当な運営の在り方だと思うわけです。森山委員の意見だけ聞いて、賛否を諮ると。（発言する者あり）いやいや、採ろうとしたわけ。だから、僕は「待った」って言った。僕は、そもそも明るいまちの、彼も言っていたけれども、彼の責任じゃなくて議員団の責任と。これはずっと言ってきましたけれども、政党機関紙ですよ。その内容について、議会がチェックして「おかしい」というようなことを言うこ

と自体がおかしくて、ここで審議して「違反である」とか「違反でない」とかという問題ではないと思っています。政党活動の自由であって、明るいまちを議運でチェックするような問題ではないということで、違反しないと思います。

古豊和恵委員 2番については、事実確認をしないで、明るいまちに個人名の記事を書いたことが間違いだと思います。

恒松恵子委員 私も、2番については、議員団の発行とはいえ議員の責任は重いのではないかと。今の弁明も言い訳にしか聞こえなかったと思いますので意見は変わりません。

前田浩司委員 私についても、この明るいまちの記載については、議員団ではなくて山田議員が書かれた記事もあるという認識で、やはり条例違反であるという認識です。

白井健一郎委員 一つ思うのは、明るいまちの記事にするときに、確認作業がちょっと足りなかったのかなという思いはあります。でも、その積極的な政治行為が市民全体の代表者としての品位と名誉を侵害しているって言ったら、じゃあ何ができるんだという話になりますから。政治活動としてであると思っていますから、品位と名誉を害するとまでは言えないという点において、2番は政治倫理条例に違反していないと思います。

松尾数則会長 それは前回もそうでしたね。

岡山明副会長 今までは調査請求者の樋口さんの話を聞いた上で、今回、山田議員の弁明という状況でした。私自身は、今回、本人への取材や謝罪もないというお話を聞いています。そういった意味で、議長を含めて今回、山陽小野田市議会を巻き込んだというそういう状況で、個人だけではなくて山陽小野田市議会そのものの品位と名誉が傷つけられたと思ったん

ですよ。そういった意味で、今回はちょっと、山田議員に対して、今回はちょっとこれは違反しとると。そうすると政党の下で何でもかんでも許されるかという部分で、ちょっといかなものかというのがあるものですから、違反すると。ほかはいいと思うんです。これだけは議会まで傷つけられたと思いますので、その辺は認めてもらって、山田議員からその辺の形を取っていただきたいと思っています。

松尾数則会長 今は2番目の話についてです。当初言ったと思うんですが、1番から7番まであって、どれか一つでも基準違反であれば条例違反ですよということで、山田議員を呼んで、説明まで受けたわけですよ。つまり、今回の山田議員の説明を受けて、なおかつ政治倫理条例違反だという認識の下に立っていいですかという話です。

恒松恵子委員 私も、前回、前々回申し上げたとおり、今まで討論してきた意見に変更はありません。

中島好人委員 せっかくこの間の審議の中身を進めてきたので、2番についての賛否を確認したほうがいいんじゃないかと思います。それで、またこの4番と7番も同じように言って、それで決を採れば、それでもう終わりじゃないですか。何をぐずぐず言いよるんか、さっぱり分からん。会長がどうこう言う必要はないわけで、賛否を諮って「賛成」とか「違反しない」とかって言えばいいわけじゃないですか。

松尾数則会長 4番と7番ですよ。まずは2番について、山田議員の話聞いた上で、なおかつ政治倫理条例違反だという方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則会長 賛成多数です。2番については、政治倫理条例違反と認定したいと思います。4番についてです。他人の土地の無断使用について、皆

さんの御意見があればお聞きします。

中島好人委員 確かに、他人の土地を無断で使用するのはいくつか話だとは思いますが、これも議運の中で「あそこで街宣しよった」とかいう内容のものではないと思うし、これも議会外の政党活動、政治活動です。そこを議会がチェックして「ここで街宣しよった。けしからん」という種類のものではないと。聞くところ、そこで何十年とやっていたとなると、よく通行権みたいなことがあるわけですが、長年そういうことをやったら既成の事実というか、言わば既得権みたいなところにつながっていると思うわけです。こういうのはいいんですけれども、基本的にどこで街宣しよったというようなことを、議会の中で「違反している」とか「違反していない」とかという筋合いのものではないと思います。

松尾数則会長 前と同じですね。

森山喜久委員 私も基本は変わりません。先ほど述べましたが、個人の土地、自分以外の土地を無断で使用しているということ自体が正常じゃない、正当な行動ではないと認識していますし、今回の弁明の中で、個人の土地を使用していた事実を認められた中で、今はどうしているのかというような話でもあればまた違ったんでしょうけれど、あくまで「抗議されていないから」というような話でした。今まで自分の取られた行動について、間違っていないというようなニュアンスだったのかなと思っています。無断使用したこと、許可を取らなくてもいいという認識を含めて、それ自体はやはりまずいと考えます。その行動自体が議会の品位を貶めていると認識していますので、違反していると認識しております。

松尾数則会長 そのほかに意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、採決したいと思います。4番、他人の土地の無断使用について、政治倫理条例に違反しているという方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則会長 賛成多数により、山田議員は政治倫理条例に違反しているとなりました。最後、第3条第6号違反になります。意見があれば頂きます。

中島好人委員 山田議員は自分のことだと受け止めていますけれども、これは政党に対してアンケートを取ったわけで、山田議員に対して取ったアンケートではありません。政党機関紙は、私たちと公明党のものもあるわけですね。それが全部、山田議員にかぶさってしまっているわけですが、これはおかしい話ですね。そしてさっきいかにも言ったけれども、第3条第6号の性格は何かというと、入札問題等において、市の職員が利益を誘導するようなことのないようにするというのが基本です。それなのに「勧誘したことで執行部の仕事を妨げた」というように、こんだけ解釈を拡大してもいいものかと思うんですね。そういう意味で、これは違反していないと判断しています。

白井健一郎委員 第3条第6号には、「市の職員の公正な職務執行を妨げ、または当該職員の権限もしくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと」とありますね。ここで改めて例を出すまでもなく、新聞勧誘が、果たして公正な職務執行を妨げたりとか、権限や地位による影響力を不正に行使したりとかまで言えるのかどうか。第3条1号違反の4番目、「他人の土地の無断使用」のところでは話しませんでしたけど、無断使用って、では1回無断使用したら、それが違法かっていうことです。繰り返しますけど、違法性には量というのが絶対にあるんですよ。それを考えることを抜きにして、ただ形式的に文言だけで当てはまるかどうかを考えるのは、ちょっと違うんじゃないかと思っています。ですから、これは第3条第6号違反ではないと思っています。

森山喜久委員 個人的には、もういろいろな意味で職務執行を妨げているのは事実だと認識しています。先ほど述べましたけれど、職員へのアンケート

トで82.7%が心理的な圧力を感じた。そして、別の項目でも、断つたにもかかわらず勧誘を再度受けたということで、さらに心的圧力を加えられたというふうなところもある中で、勤務時間中、業務時間中に職務を中断させているというような調査結果もありました。そこからすれば、議員による政党機関紙の購読、勧誘、業務時間中での報道勧誘は職員に対して心的圧迫を与えたということで、そういった事実から鑑みると、違反していると思います。

松尾数則会長 賛成と反対の意見も出ましたし、この辺でもう1回決を採りたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、6番目、「市職員の公正な職務執行を妨げまたは当該議員の権限もしくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと」という意見について、山田議員の行為は政治倫理条例に違反をしているということに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則会長 賛成多数です。被審査議員に弁明の機会を与えなければいけないということで、そういった機会を与えて山田議員の意見を聞きましたけれど、基本的には前回と同じ内容で、山田議員の行為は政治倫理条例に違反していると結論づけたいと思っています。それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、再度結論を出したところで、山田議員の行為が政治倫理条例に違反すると認めた場合は、被審査議員に対する措置としまして、基本的には次の二つがあります。議場における議長の注意、議場における謝罪文の朗読です。今回はどのような措置に山田議員が該当するのか。この流れとしては両方とも措置していいよという内容で書いてありますけど、両方ともそれとも……（発言する者あり）だから、基本的にはこれも皆さんで採決して、措置の種類を決めたいと思います。（発言する者あり）数が多いほうにするしかないやろう。

森山喜久委員 「議長における議長の注意」と「議場における謝罪文の朗読」のどちらにするかをそれぞれの立場で考えを述べさせて、採決という話じゃないんですか。

松尾数則会長 はい、分かりました。まず「議場における議長の注意」、2番目に「議場における謝罪文の朗読」がありますけれど、まず「議場における議長の注意」についてです。

森山喜久委員 取りあえず、政治倫理条例に違反すると確認できたと思うんですが、その中で、どういう措置をするか、意見を述べます。先ほど2番、4番、7番でそれぞれ違反の話をしました。今まで言ってきましたが、今回、特に2番のところで、議会まで傷つけられたというような発言もあった中で言えば、全体的に一人一人の議員に対しても影響を与えてしまったという状況です。そういったところを鑑みる中で、議長の注意ではなく、謝罪文の朗読を求めるべきだと思います。

白井健一郎委員 私は、結論から言えば謝罪文は必要ない、議長の厳重注意だけでいいと思います。理由は、1番から七つ挙がっていましたが、政治倫理違反と認定された事実は、結局、そのうちの三つだけですよね。それもありますし、問題となった2番、4番、7番がそれぞれ数の上でも、結局、5対2で終わったことからして、議長の厳重注意でいいと思います。

恒松恵子委員 確かに、全員一致で違反するというのではありませんけれども、私も特に2番、議員個人の誹謗中傷だけでなく議長または議会の名誉を傷つける記事がありました。共産党議員団が書かれたという弁明もありましたけれども、請求者が104人の署名を集められて資料をそろえられた辺りを鑑みますと、議長の注意ではなく謝罪文の朗読を求めたいと思います。

前田浩司委員 2番と4番と7番については、違反すると話しました。5番、6番については、議会運営委員会でも混乱を招くような発言があったんではないかと思いますので、私も、議場における謝罪文の朗読が妥当ではないかなと思います。

白井健一郎委員 5番と6番は今日審査していませんよね。

前田浩司委員 私は、もう一度言いますけれども、2番と4番と7番、前回同様にこれは違反しているという認識です。5番、6番については、審議はしていませんけれども、虚偽答弁があったという内容もここに書いてあるので――審議はしていませんよ、していませんけれど、こういったこと全体を考えた中で……（発言する者あり）一応審査しました。一応5番、6番は外しておるんですが、やっぱり議会全体を通じて混乱を招くような発言があったんではないかというところから、謝罪文の朗読が妥当ではないかということをお願いしているだけです。

白井健一郎委員 いや、1番から7番まで七つ項目ありますよね。それを個別的に事実を審査して、結局2番、4番、7番って決まったんですよ。今、5番と6番を出されても困るんですよ。しかも、議運の話ってどっから出てきたんですか。今まで全然話がなかったじゃないですか。

恒松恵子委員 先ほど、謝罪文の朗読と申しあげました。特に2番が重いのではないかと申しあげましたが、4番につきましても、他人の土地ということがはっきりしないところの無断使用もあります。7番についても、食い下がってはいないとおっしゃいましたけれども、物を申せないだけで、やはり心理的圧力はあったと思いますので、先ほどと変わらず謝罪文の朗読を求めたいと思います。

中村議会事務局次長 第7条第5項の措置のところですけど、「措置は次のとおりとする。この場合において措置をあわせて講ずるよう決すること

を妨げない。」となっておりますので、これを読む限りは「のみ」の措置にするのか、「第2号のみ」の措置にするのか、「第1号、第2号両方の措置にするのか」と書いてあるんじゃないかと思います。恒松委員と前田委員は、第2号の措置のことをおっしゃっていたと思うんですけど、第1号のことに触れていないので、分からないんじゃないですかということです。皆さんが分かっておればいいんですが、私は分かりませんでした。会長が分かっておればいいです。

松尾数則会長 当初説明したように、第1号か第2号か両方かという形で入っているんですけど……（発言する者あり）はい。

恒松恵子委員 先ほど、最初に申し上げたと思いますが、記憶違いで申し訳ありません。議長の注意ではなく、議場における謝罪文の朗読の措置を求めたいと思います。

前田浩司委員 私も同じく、議場における謝罪文の朗読を求めたいと思います以上です。

中島好人委員 私は、基本的に全部違反していないと。そもそも議会外の政治活動、政党活動を議会が取り上げる問題ではないと思っていますんで、彼に対する処分そのものは必要ないと思います。全体で決を採るとなれば、僕は棄権します。

岡山明副会長 私も話したんですけど、2項目めだけです。議会に対して山田議員から誹謗中傷があったということで、個人じゃなくて議会総体としてであったから、議長の注意じゃなくて謝罪文の朗読を本会議の席上でしっかりしていただきたい。そうしないと、山陽小野田市議会議員そのものが貶められた感覚でおるもんですから、品位と名誉を貶めたことの謝罪はしていただきたいと。そういうことで、本会議場での謝罪文の朗読をお願いしようと思います。

白井健一郎委員 今、副会長のお話でしたけれども、議員と議会は明らかに違うんですよ。議員というのは個人責任です。議会と言われると連帯責任のように思われるんですよ。連帯責任を取るは必要ないと思うんですよ。政治倫理条例のところにも、「市民全体の代表者として、品位と名誉を保持し」とあるんだから、議会の品位と名誉じゃなくて個人なんですよ、議員個人。そこはちょっと間違えないでほしいと思います。

岡山明副会長 白井委員が言われたとおり、市民全体の代表者として、品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないという、捉え方としては白井委員が言われた考え方と真反対の考え方もあるということです。そういう一個人の状況の中で山陽小野田市議会総体が貶められたという逆の考え方が出てくると思っているんですよ。

松尾数則会長 いろいろ意見が分かれているみたいですので、採決したいなと思っております。（発言する者あり）意見がありますか。

古豊和恵委員 私も2番、4番、7番で、議長の注意ではなく謝罪文の朗読に賛成します。

松尾数則会長 ここで、先ほど申し上げましたように、「議場における議長の注意」、「議場における謝罪文の朗読」、そして二つともという件で採決したいと思ひ……（発言する者あり）「何もしない」という意見もありますね、分かりました。「何もしない」との意見もありましたんで、四つで採決したいと思ひます。数の多いほうで行きたいと思ひます。

中島好人委員 採決で「何もしない」というのはないんじゃないですかね。

中村議会事務局次長 中島委員は、「その場合に棄権する」と先ほどはっきりおっしゃいました。だから、最初から中島委員が言うように「措置をし

ない」というのはない。措置をするというんであれば退席するとおっしゃった、棄権するとおっしゃいました。措置は講じないといけないんです、審査会として。措置を第1号だけにするか第2号だけにするか両方とするかは、当然、施行規程にありますように「議事は過半数で決する」となっていますから諮ればよいと思いますけど、そこを中島委員に配慮したような言い方をするのはおかしいかなと思います。会としては、きちんと決めないといけないと思います。その際に中島委員は御自分の意思をさっき述べられたただけだと思います。

松尾数則会長 中島委員としては、「なし」のときにどういう対応を取るんですか。（発言する者あり）三つ……なしはないんだから……（発言する者あり）、（「表決の場合に配慮してください」と呼ぶ者あり）ごめん、暫時休憩します。

午後4時58分 休憩

午後5時3分 再開

松尾数則会長 審査を続行します。いろんな意見が出ました。内容的に、かなり割れておりますので、ここで採決したいと思います。まず、「議場における議長の注意」に賛成の方の……（発言する者あり）ああ、第1号と第2号の両方をやるんか。「議場における議長の注意」と「議場における謝罪文の朗読」の両方について、採決したいと思います。（「両方に賛成される方はいらっしゃるか」と呼ぶ者あり）

（中島好人委員 退室）

松尾数則会長 それでは、「議場における議長の注意」と「議場における謝罪文の朗読」が必要という方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則会長　ゼロですね。それでは、「議場における議長の注意」に賛成される方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則会長　1名です。「議場における謝罪文の朗読」について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則会長　4名です。以上をもちまして、被審査議員に行う処置は、「議場における謝罪文の朗読」に決まりました。

(中島好人委員　入室)

松尾数則会長　中島委員、政治倫理審査会では、山田議員に対する処置を「議場における謝罪文の朗読」と決まりましたので、この内容で今後行きたいと思っております。

中村議会事務局次長　謝罪文の朗読は、これは被審査議員になっています山田議員御自身がつくるものではなくて、審査会でつくるものになりますので、正副会長において、案を作成し、次の審査会に御提示されるのがよろしいかなと思います。

岡山明副会長　謝罪文はこっちが書くんですか。ほかの審査会を見たら、本人は書いている謝罪文があるんですよ。状況はどうかなと思ったんです。

中村議会事務局次長 厳密に本会議で行う陳謝とイコールかどうかという違う面はあろうかと思いますが、いわゆる本会議における陳謝では、それは議会としてなので議会がつくりまします。だから、本人が述べるのではなくて、あくまで、今回ですと審査会なので審査会でつくるものになります。

岡山明副会長 ほかの市町議会の謝罪文を見ると、議会が書いたじゃなくて本人がどうも書いているようなんですよ。2件ほど。議会が謝罪文を書いているかどうかって、普通の考え方としてはあくまでも議会が書くようになるんですか。

中村議会事務局次長 繰り返しになりますので、もう言いません。先ほどのとおりです。（発言する者あり）もう一つは、あわせて、まだ分かりませんが、これまでの流れでは、謝罪文を会としてつukらないといけないのが一つ。それと、最終的な審査報告書をつukらないといけません。これも、会としてつukって議長に提出することで審査会が解散となりますので、これができるまでは審査会は継続します。報告書も正副会長である程度まとめた上で審査会に提示すべきかなと思います。

白井健一郎委員 謝罪文の朗読に決まりました。それについては従いますが、謝罪文の朗読って、古くは謝罪広告を新聞に載せるかどうかで一つ憲法問題になったんですよ、内心の自由を侵害するんじゃないかということで。ということで、私は謝罪文の重さ、自分の意思に反する謝罪文の重さ、謝罪文を朗読させることの重さに鑑みまして、謝罪文の作成には参加しません。続けます。ですから、私には関わらないところでつukっていただければ結構です。それだけの話です。

岡山明副会長 政治倫理審査会のメンバーですよ。そういう状況なのに、謝罪文には一切関わらんと。個人的な自分は見解で話を進めるという状況で、だから今回、何のためにあなたは臨時審査会に——あなたって言っ

ては申し訳ないけど、白井委員は何のために政治倫理審査会のメンバーに入ったのか。逆に考えて、途中でという話になると思うんですよ、途中で出ていくってことは。

白井健一郎委員 副会長は自分の思想信条に反することを強制されるかもしれないときに、会のメンバーだからやらなくちゃいけないという反論を受け付けますか。

岡山明副会長 個人的に私は賛成したから、謝罪文を書いてくれ——山陽小野田市議会総体が貶められたというイメージを持っているから、書くのは当然と思ったから、今回は進める。白井委員は思想信条から考えて、それは書けんという話ですよ。だから、どっちか言うたら、議会じゃなくて個人的にという状況ですね。個人を優先するという状況で、ある程度こう、議会総体は別問題だと、個人的には今回賛成できんという状況ですね、そうすると。

白井健一郎委員 だから、副会長は御自身の思想信条に反することをやらなくちゃいけないという立場に立ったときに、それを認めるんですかという話ですよ。

森山喜久委員 どちらにしろ、次の審査会で、審査結果報告書案は必ず出さなきゃいけないと思うんですよ。それとともに、そのときに謝罪文の朗読の案も示すような形の中で、審査会として「審査結果報告をこのようにしたいと思います」という部分まで参加しないという意思ですか。

白井健一郎委員 この後の手続がどう進むのかという問題がまずありますけれども、取りあえず、今から謝罪文の文言を作成しますよね。

中島好人委員 もうね、謝罪文をつくると。その原案は会長と副会長の2人でまとめてもらうということで今日は終わるし、その内容云々は次の会議

の中で、それに関わるか関わらんはそのときの内容による問題だと思います。ここで、「私は参加するんです」とか「それはいいですよ」とか、そんなことは言えるわけないわけ。文書をつくるのは決まったわけだから、それに対してどう関わっていくかは、出てからの話です。だから、今日そこを何ぼでも引っ張っても終わらへんで。今日は、原案を会長と副会長がつくるとして、次はいつしますかって、そこで終わらやええじゃないですか。

松尾数則会長 次回は、19日の13時30分から政治倫理審査会を開始したいと思います。以上で、第12回の政治倫理審査会は終わります。どうもお疲れさまでした。

午後5時17分 散会

令和6年（2024年）3月12日

政治倫理審査会長 松尾数則